平成２５年（ワ）第３８号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原　告　　中島　孝　　外

被　告　　国　　外１名

準備書面（被害総論１７）

（「包括的生活利益としての人格権」の内容と本訴慰謝料請求との関係の整理）

２０１７（平成２９）年1月１７日

福島地方裁判所　第１民事部　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　　安　田　純　治　外

内容

はじめに（本書面の目的）.....3
第１　原告準備書面（被害総論１４）における被侵害法益の整理.....3
１　原状回復請求を基礎づける被侵害法益.....3
２　慰謝料請求を基礎づける被侵害法益.....3
第２　「包括的生活利益としての人格権」侵害の２つの類型.....4
１　原告準備書面（被害事実１）における主張の整理.....4
２　原告準備書面（被害事実４）における主張の補充.....5
３　２つの法益がともに「包括的生活利益としての人格権」の内実をなすこと.6
第３　本訴における慰謝料請求との関係の整理.....6
１　政府による避難等の指示に基づく避難者の被害態様と慰謝料請求.....6
２　自主的避難者の被害態様と慰謝料請求.....7
３　滞在者の被害態様と慰謝料請求.....7
４　ふるさと喪失慰謝料の２０００万円の内実.....8
５　日常生活阻害慰謝料とふるさと喪失慰謝料の関係.....9
第４　「包括的生活利益としての人格権」の意義の確認.....9
１　「包括的生活利益としての人格権」の意義.....9
２　「包括的生活利益としての人格権」から除外される損害項目.....10
３　本訴請求の慰謝料の算定に際して考慮にいられるべき損害項目.....10
第５　被侵害法益の共通性に基礎を置く共通損害が把握されるべきこと.....11

はじめに（本書面の目的）

本書面においては、この間、原告準備書面（被害総論１４）、及び同（被害事実１）から同（被害事実５）において、原告らが慰謝料請求を基礎づけるものとして主張してきた被侵害法益（「包括的生活利益としての人格権」）と、原告ら本人尋問の結果等をもとに原告らの被った被害の事実について、①「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷という被害と、②日常の「幸福追求の自己実現」の阻害という２つの被害事実との関係を整理する。

あわせて、こうした被侵害法益と被害の事実が、原状回復請求訴訟の月額５万円の慰謝料請求、及びふるさと喪失訴訟の一括２０００万円の慰謝料請求を基礎づけることを整理するものである。

第１　原告準備書面（被害総論１４）における被侵害法益の整理

原告らは、その準備書面（被害総論１４）において、原状回復請求訴訟の請求の趣旨第１項の原状回復請求を基礎づける被侵害法益と、同訴訟の請求の趣旨第２項及び第３項を基礎づける被侵害法益を次のとおりに整理した。

１　原状回復請求を基礎づける被侵害法益

請求の趣旨第１項の原状回復請求を基礎づける被侵害法益は、従前どおり、人格権の一種たる「生命・身体に直結する平穏生活権」、具体的には、「放射性物質に汚染されていない環境において生活する権利」すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」である（６頁）。

２　慰謝料請求を基礎づける被侵害法益

慰謝料請求を基礎づける被侵害法益については、原告らは同書面において新たに「包括的生活利益としての人格権」（７頁）と整理することを明らかにした。

このように「包括的生活利益としての人格権」として整理することの意義については、「本件原子力事故（「…作用等」）によって侵害された法益は、地域において平

穏な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権－そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる－および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穏生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい」（甲Ｃ１０１号証２１頁以下）という淡路剛久教授の見解を紹介したところである（１５頁）。

そして、これを踏まえて原告らが主張する「包括的生活利益としての人格権」侵害とは、原告らがこれまで主張してきた「生命・身体に直結する平穏生活権」、すなわち「放射性物質に汚染されていない環境において、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」も含まれるが、それより広く、原告らが、居住地域の放射性物質汚染によって被った様々な生活破壊、例えば、家族等の人間関係の崩壊変容や職業生活における生きがいの喪失などによる被害（いわば、不定形かつ無形的価値を持つ被害）も含むものである（１６頁）と整理を行ったところである。

第２　「包括的生活利益としての人格権」侵害の２つの類型

１　原告準備書面（被害事実１）における主張の整理

原告らは上記準備書面（被害総論１４）と同時に提出した原告準備書面（被害事実１）において、原告ら本人尋問の結果を踏まえて、原告らが本件原発事故によって被った被害の実態について、「本件原発事故前に、原告らの人生と生活がどのような基盤の上に成り立ち（「生存と人格形成の基盤」ともいう。）、その基盤のうえで、原告らがどのような日常的な幸せ（「幸福追求」ともいう。）を実現（「自己実現」ともいう。）してきていたか、について、「共通性」という視点で括り出すと、以下のとおりである。」とした（１１頁）。

そして、原告らの「生存と人格形成の基盤」（同準備書面第３の１）と、「原告らが日常的な幸せを実現してきたこと」（以下、単に「（日常的な）幸福追求の自己実現」ともいう。同準備書面第３の２）とに区分して、その具体的な内容を原告本人

尋問の結果等を踏まえて整理し、かつ同準備書面の第４の３（２４～３６頁）においてそれらの法益が侵害されている態様を具体的に整理している。

２　原告準備書面（被害事実４）における主張の補充

原告らは、原告準備書面（被害事実４）において、上記被害事実１の整理をさらに発展させ、「生存と人格形成の基盤」とその基盤の上での展開される日常の「幸福追求の自己実現」の関係について次のとおり整理している。

すなわち、

「（２）基盤と日常生活の幸福追求との関係

原告らの生存と人格形成の基盤は、地域社会と家族の系譜において歴史的に形成されてきた価値が集積し結合したものである。この価値の集積・結合は自宅土地建物等の財物と無形の価値が複合したものである。

原告らは、自らの生存と人格形成の基盤の上で、自ら幸福追求・価値を選択しながら普通の日常生活を営む。この日常生活を通じた自己実現はそれ自体が憲法１３条等によって保障される法益である。

この、原告らが営む日常生活は、地域社会と家族の系譜において歴史的に形成されてきた基盤（価値の集積・結合）があってこそ実現されるものである。原告らは、この基盤の一部を消費しながら日常生活を営む。同時に、原告らは、この基盤の上で営む日常生活により生み出す新たな価値の一部を基盤に還元し、基盤を滋養し、維持・増強して、次の世代に引き継ぐ。」（９頁）、

と整理した。

その上で、同書面においては、原告らの被った被害について、「（１）生存と人格形成の基盤の法益が破壊ないし損傷を受けたこと」と「（２）幸福追求・価値を選択しながら普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷を受けたこと」とに区分・整理して論述している（１０頁）。

このように整理することにより、たとえば、避難によって「生存と人格形成の基

盤」の活用ができなくなることが原因となり、それによって日常の「幸福追求と自己実現」が阻害されるという被害が発生するという関係が明確に捉えることができる。

他方で、準備書面（被害事実４）で整理したように、その「生存と人格形成の基盤」を活用しての日常の「幸福追求の自己実現」が阻害されることにより、日常生活を通じてその「基盤」自体を「滋養し、維持・増強」する機会をも奪われることとなり、結果として「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷がもたらされることとなるのであり、これも独立した損害として評価されるべきものである。

３　２つの法益がともに「包括的生活利益としての人格権」の内実をなすこと

さらに、この「生存と人格形成の基盤」とその基盤の上での日常の「幸福追求の自己実現」については、そのいずれも、第１で述べた「包括的生活利益としての人格権」の内実を示すものであるということができる。

第３　本訴における慰謝料請求との関係の整理

以上の整理を踏まえて、さらに「包括的生活利益としての人格権」の侵害に対する慰謝料請求について、本訴の慰謝料請求との関係において整理すると次のとおりである。

１　政府による避難等の指示に基づく避難者の被害態様と慰謝料請求

政府による避難等の指示により避難を余儀なくされた避難者においては、「生存と人格形成の基盤」の利用が阻害されその結果として、日常の「幸福追求の自己実現」の機会が奪われたことが損害であり、その損害は中間指針等が認める慰謝料額を考慮してもさらに少なくとも月額５万円を超えるものと評価されるべきものである（原状回復請求訴訟の請求の趣旨第２項及び第３項の慰謝料請求であり、中間指針等の認める慰謝料を控除しても少なくとも月額５万円を超える請求権がある。）。

他方で、この日常の「幸福追求の自己実現」の機会が奪われたことによる損害と、

本件原発事故当時までに各原告に蓄積されてきた「生存と人格形成の基盤」が破壊・損傷されたという損害とは、別個のものであり、日常の「幸福追求の自己実現」の阻害に係る慰謝料によって「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷による損害が補填されることはない（この点は、後述する。）。

原告らは、原告準備書面（被害事実４）の第３、第４において、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を対象として、福田祐司、澤内桂子、佐藤貞利、及び山内悟の各原告の本人尋問の結果等を踏まえて、これら原告を例として、従前築かれてきた「生存と人格形成の基盤」を確認した上で、①普通の日常生活を営むことができなくなったことによる損害、②生存と人格形成の基盤の価値を喪ったことによる損害、について詳説し、上記の損害の現れ方を具体例をもって整理しているところである。

２　自主的避難者の被害態様と慰謝料請求

いわゆる自主的避難者においては、政府による避難指示はないものの放射線ばく露回避のために避難を余儀なくされたことにより「生存と人格形成の基盤」の利用が阻害され、その結果として日常の「幸福追求の自己実現」の機会が奪われたという損害の態様である。

よって、強制的避難者に準じて日常の「幸福追求の自己実現」という法益を侵害されたことに伴う慰謝料が認められるべきものである。

３　滞在者の被害態様と慰謝料請求

避難指示等対象区域以外においても原告らが日常生活を営む地域社会が放射性物質によって汚染され、「生存と人格形成の基盤」が相当程度に損傷されるに至っており、その「基盤」の上で営まれる日常の「幸福追求の自己実現」の法益も相当程度に侵害されているということができる。このように、滞在者については、「生存と人格形成の基盤」の損傷が、日常の「幸福追求の自己実現」の法益侵害の原因となっ

ている関係にあることから、前者の被害を後者の損害評価に包摂して評価することが可能である。

滞在者が被ったこうした損害については、原状回復請求訴訟の請求の趣旨第２項及び第３項における慰謝料請求が認められるべきものである。

原告らは、避難指示等対象区域以外について、原告準備書面（被害事実４）の第５において、「基盤（地域社会）の損傷により原告らが自己実現を阻害されていることは、共通する被害事実であり、等しく賠償されるべきこと」として、子どもを中心に被害を捉える視点を提示しつつ、中通り、県南、相馬地域について立証を踏まえた主張の整理を行っているところである。

４　ふるさと喪失慰謝料の２０００万円の内実

政府による避難等の指示に基づく避難者においては、避難に伴い日常の「幸福追求の自己実現」を阻害されたことに対する日常生活阻害慰謝料とは別個に、本件原発事故までに形成した「生存と人格形成の基盤」が破壊・損傷されたこと自体による被害も独立した損害として評価されるべきものである。なお、既に述べたように、この「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷という損害も、「包括的生活利益としての人格権」の侵害の一態様として位置づけられるべきものである。

この損害に関しては、中間指針等は第四次追補を含め、そもそもこの損害を考慮していない（原告準備書面（被害総論１６）４４頁・主位的主張）。仮に、第四次追補の帰還困難区域の追加分１０００万円がこの損害に対応するとしても損害評価として不十分であり、その不足額は２０００万円を超えるものである（同４９～５４頁・予備的主張）。

なお、帰還困難区域の原告らに留まらず、居住制限区域・避難指示解除準備区域の原告らについても、「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷に伴う慰謝料が認められるべきことについては、原告準備書面（被害総論１６）５１頁以下で詳述したところである。

原告らがふるさと喪失訴訟において各原告について金２０００万円の慰謝料請求を行っているのは、この「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷という「包括的生活利益としての人格権」の侵害に対するものである。

５　日常生活阻害慰謝料とふるさと喪失慰謝料の関係

上記したとおり、日常の「幸福追求の自己実現」の侵害も、「生存と人格形成の基盤」の侵害も、いずれも法律上の保護法益としては「包括的生活利益としての人格権」への侵害として評価されるべきものであることで共通する。

しかし、日常の「幸福追求の自己実現」の侵害は、避難生活（避難者の場合）やばく露回避措置に伴う日常生活上の利益の毀損（滞在者の場合）においてみられるように、避難や生活の制限等に伴って、日々、日常生活の阻害という形で損害が発生し続けるものである。

これに対して、「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷という損害は、本件原発事故発生までに形成・蓄積されてきた「生存と人格形成の基盤」が破壊・損傷されるというものであることから、その破壊・損傷の程度に応じて一回のみ発生する損害である。

よって、この２つの損害は、「包括的生活利益としての人格権」の侵害としては共通性を有するものの、その損害の実質と発現態様が異なるものであることから、別個に評価されるべきものであり、両者の損害を相殺（調整）することはできないものである（原告準備書面〔被害総論１６〕５０頁）。

第４　「包括的生活利益としての人格権」の意義の確認

１　「包括的生活利益としての人格権」の意義

以上の検討を前提として、本件訴訟の慰謝料請求を基礎づける被侵害法益である「包括的生活利益としての人格権」の意義を再確認すると、次のとおりに定義することができる。

すなわち、「包括的生活利益としての人格権」とは、日本国憲法１３条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」との規定に基づいて認められる人格権の一内容であり、人がその生活をおくる地域社会において親・先祖から承継しかつそれまでの人生を通じて形成した生存と人格形成の基盤を利用して日常の生活を通じて幸せを実現する利益の総体を包括して人格権として把握するもの、として整理ができる。

その具体的な内実については、原告準備書面（被害事実１）の第３において、「生存と人格形成の基盤」と日常の「幸福追求の自己実現」に区分して、多様な項目を挙げてその内実を敷衍しているところである。

２　「包括的生活利益としての人格権」から除外される損害項目

なお、以下のものは、「包括的生活利益としての人格権」の侵害による損害という包括的損害把握からは、除外される（本訴請求とは別に独立して賠償されるべき項目であり、中間指針等においても独立の損害項目とされている。）。

・生命・身体的損害

・営業損害

・財物等の喪失又は減少等

・就労不能等による損害

３　本訴請求の慰謝料の算定に際して考慮にいられるべき損害項目

ただし、慰謝料は、様々な要素を考慮して裁判官の裁量によって柔軟に算定されることから、硬直的になりがちな財産的損害賠償の算定を調整ないし補完する機能を持つことがあるとされており、たとえば、財産的損害としての立証が不十分なものを金額の算定根拠を証拠で立証する必要のない慰謝料の中に含みこませて損害額を算出し、賠償額を全体として妥当に算定することが行われているところである。

こうした慰謝料の調整的機能を考慮すれば、

・（就労不能等による減収自体は除外されるとしても）自己又は家族の被ばく回避のために就労機会の減少、就労上の負担の増大等に伴う精神的苦痛、

・（財物等の喪失又は減少等は除外されるとしても）自己又は家族の被ばく回避のために摂取する食品の制限その他による日常生活費用の増加、

・（生命・身体的損害自体は除外されるとしても）放射線被ばくによる健康影響への不安や、ばく露回避措置に伴う健康・体力面への悪影響（外遊びの制限に起因する運動機能の低下や肥満）、

・（営業損害自体は除外されるとしても）風評被害などに抗して従前の営業を維持するために追加的に講じられる営業上の努力に伴う負担の増大、

など、有形無形の損害項目は慰謝料の算定に際して考慮に入れられる必要があるといえる。

第５　被侵害法益の共通性に基礎を置く共通損害が把握されるべきこと

本件は多数原告が、その被害態様に多様性はあるものの、同一の権利の侵害を受けたとして、「被侵害法益の共通性に基礎を置く共通する損害賠償」を請求しているものである。

こうした「被侵害法益の共通性に基礎を置く共通損害の把握の手法」自体は、中間指針等においても採用されているところであり、潮見佳男教授も、被侵害法益の共通性に基礎を置く「抽象的損害計算方式」として、民法学の見地からも理論的にも正当であると指摘している（原告準備書面〔被害総論１６〕第３の１）。

すなわち、

「中間指針等では、多数被害者の救済を平準化する必要から、損害計算にあたって、いわゆる具体的損害計算（個々の具体的被害者を基準とした損害〔額〕の算定）方式を離れ、抽象的損害計算（類型的標準人を基準とした損害〔額〕の算定）方式を基礎に据えている面が少なくない。抽象的損害計算方式は、個々の具体的被害者に

とっての損害の立証が不可能または困難な場合であっても、このことを理由として賠償請求を否定するのではなく、当該権利・法益に客観的・類型的に結びつけられた価値を賠償として被害者に与えることで、権利・法益の最低保障を実現するという機能（権利追及機能といわれるものである）を有している。」

「損害賠償請求権は本来の権利・法益の価値代替物としての性質を有するものであり、被害者の権利・法益の有する価値の実現・回復という観点から損害の規範的評価がされるべきである。これが、損害賠償請求権の権利追及機能といわれるものである。そして、抽象的損害計算には『通常の価値』・『共通の価値』が結び付けられていることからすれば、具体的被害者に結びつけられた独自の価値が立証できない場合であっても、この『通常の価値』・『共通の価値』の実現・回復を行うことが、国家による権利・法益の保障をもたらすこととなる。」（甲Ｃ１０２号証「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」１２２頁。なお、詳細には、甲Ｃ１０５号証潮見佳男「不法行為における財産的損害の「理論」－実損主義・差額説・具体的損害計算」２９頁、３７頁参照）。

よって、本訴請求に対しても、原告らの受けた損害が「包括的生活利益としての人格権」の侵害によるものであるとの共通性に基づき慰謝料額が算定されるべきものである。

以上